

## 八千代市営繕工事週休2日制適用工事実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、週休2日制適用工事（以下「適用工事」という。）及び実施に関し必要な事項を定めることにより、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取組を促進し、もって少子高齢化を背景として技術者、技能労働者等の人材不足が懸念される建設業のうち営繕工事事業について、将来の担い手確保に向けた事業主等の取組に寄与することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 週休2日制

- 1) 月単位の週休2日制とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所又は現場休息を行ったと認められる状態をいう。
- 2) 通期の週休2日制とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所又は現場休息を行ったと認められる状態をいう。

#### (2) 対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をいう。ただし、次に掲げるものについては、対象期間に含まないものとする。

- ア 年末年始6日間
- イ 夏季休暇3日間
- ウ 工場製作のみを実施している期間
- エ 工事全体を一時中止している期間
- オ 発注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等の発注者があらかじめ対象外としている期間

#### (3) 現場閉所

巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除いた、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事（工事請負契約の発注者が複数の事業者が発注して行わせる工事をいう。以下同じ。）の場合に、各発注工事で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

(5) 4週8休以上

1) 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

2) 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(6) 現場着手日

現場に継続的に常駐した最初の日をいう。

(7) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日をいう。

（適用工事）

第3条 適用工事は、八千代市が発注する営繕工事のうち、発注者が週休2日制に取り組むことと指定する工事とする。

ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

(1) 対象期間（現場着手日から現場完成日）が1週間未満の工事

(2) 緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）

(3) 前各号に掲げるもののほか、適切でないと思われる工事

(工期設定)

第4条 新営工事における工期の設定は、国土交通省で定める「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」、一般社団法人日本建設業連合会が作成する「建築工事適正工期算定プログラム」、過去の同種工事における実績及び実施設計委託時に作成した工程表を参考として、適正な工期を確保する。

2 改修工事における工期の設定は、過去の同種工事における実績を基に、実施設計委託時に作成した工程表を参考として、適正な工期を確保する。

3 前2項の規定による工期については、完成検査期間の14日を考慮して算定するものとする。

(適用工事である旨の明示)

第5条 適用工事の対象とする場合は、次に掲げる契約の場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面（電磁的記録として作成されたものを含む。）に、営繕工事が適用工事である旨を明示するものとする。

(1) 一般競争入札の場合 入札公告及び特記仕様書

(2) 指名競争入札の場合 指名通知書及び特記仕様書

(3) 随意契約の場合 特記仕様書

2 前項の規定による適用工事である旨の明示は、別紙1の記載例を参考に行うものとする。

(現場閉所及び現場休息の確認方法)

第6条 工事着手前における現場閉所及び現場休息の確認方法については、次に掲げるとおりとする。

(1) 監督職員は、現場閉所及び現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日制が確保されていることを確認する。

(2) 「対象期間」の設定として、現場着手日及び現場完成日のほか、必要に応じて、工場製作のみを実施している期間等の対象期間に含まない期間を、受注者との協議により決定する。

(3) 分離発注工事の受注者は、当該分離発注工事の受注者間で協力し、工事

の進捗に影響が出ないように現場休息の予定日を調整したうえで、「実施工程表」を作成する。

2 工事着手後における現場閉所及び現場休息の確認方法については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 監督職員は、受注者が作成する現場閉所及び現場休息の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所及び現場休息の日数を確認するものとする。
- (2) 受注者は、監督職員による現場閉所及び現場休息の状況の確認に資するよう、現場閉所及び現場休息の日を記載した「実施工程表」等を監督職員に提出するものとする。
- (3) 監督職員は、対象期間において発注した工事の工程計画に見直し等が生じた場合は、その都度、現場閉所及び現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所及び現場休息の状況を確認する。この場合において、発注した工事が分離発注工事であるときは、当該分離発注工事の受注者間で調整を行わせた上で、現場閉所及び現場休息の予定日を記載した「実施工程表」を受領するものとする。
- (4) 受注者は、対象期間の終了後速やかに、監督職員に対し、実際に現場閉所及び現場休息を行った日を記載した「実施工程表」等を提出するものとする。
- (5) 現場閉所又は現場休息をする日が契約期間の末日の14日前の日に近く、契約の変更手続に要する期間を十分に確保できない場合には、受注者及び発注者の協議により現場閉所及び現場休息の状況を確認する日並びに協議の日以後に実施を予定する現場閉所及び現場休息の日を決定するとともに、当該決定に基づき4週8休に満たない場合は、契約の変更を行うものとする。

3 前2項に規定するもののほか、現場閉所及び現場休息の確認については、次に掲げる事項を留意するものとする。

- (1) 現場閉所及び現場休息の状況の確認に当たっては、既存の書類を用いての確認に努め、書類を新たに作成することを求める等の事務負担の増加が生じないように、できる限り配慮すること。

- (2) 監督職員は、緊急その他のやむを得ない事情がある場合を除き、現場閉所及び現場休息の当日及びこれらの前日に作業が発生するような作業指示（当該作業指示が現場閉所及び現場休息の前日に発せられる場合は、当該前日の内に作業が完結する等の軽微なものを除く。）等の現場閉所及び現場休息の当日に支障を来たすような行為は行わないようにすること。
- (3) 監督職員は、現場閉所及び現場休息の日の確認、協議等について、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮し、工事の工程全体に遅延等が生じないように、適切に調整を行うよう努めるものとする。
- (4) 監督職員は、発注した工事が一時中止するなどして期間に変更が生じることとなる場合は、その都度、受注者と協議するものとする。
- (5) 監督職員は、統括安全衛生責任者（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第15条の規定により選任される統括安全衛生責任者をいう。）を選任している場合であって、その者が職務を行うことができないときに備え、「実施工程表」等を受注者から受領する際に、現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行うものとする。

#### （積算方法）

第7条 発注者は、発注時に新営工事または改修工事については通期の4週8休以上を前提として、解体工事については月単位の4週8休以上を前提として労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価（補正市場単価を含む。）及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して工事費を積算する。

現場閉所及び現場休息の達成状況を確認し、新営工事または改修工事については通期の4週8休に満たない場合、解体工事については月単位の4週8休に満たない場合は、工事請負約款第25条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

- 2 前項の規定による労務費の補正は、千葉県が定める「千葉県営繕工事週休2日促進工事实施要領」及び「千葉県営繕工事週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用」によるものとする。

(工事成績)

第8条 適用工事が週休2日制を達成できた場合は、完成検査時の工事成績評定における「創意工夫」を加点評価するものとする。

2 週休2日制を達成できなかったことのみを理由とした工事成績評定点の減点評価は、行わない。

(実施の明示)

第9条 受注者は、対象期間中、適用工事を実施している旨を、別紙2の明示例を参考に、工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示することとする。

(その他)

第10条 受注者は、この要領に定めのない事項又は要領に疑義を生じた事項については、監督職員と協議することとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に入札公告した工事については、なお従前の例による。

## 別紙 1

※【〇〇】カッコ内を選択し、不要な部分は削除する。

### 【入札公告若しくは指名通知書における記載例】

本工事は、発注者が【通期の】（又は）【月単位の】週休 2 日制に取り組むことを指定する週休 2 日制適用工事（発注者指定方式）である。

### 【特記仕様書における記載例】

（単独発注工事の場合）

1. 本工事は、発注者が週休 2 日制に取り組むことを指定する【通期の】（又は）【月単位の】週休 2 日制適用工事（発注者指定方式）である。
2. 前項の週休 2 日適用工事（発注者指定方式）について、その週休 2 日その他の考え方は、以下のとおりである。
  - ① 「月単位の週休 2 日制」とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
  - ② 「通期の週休 2 日制」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所又は現場休息を行ったと認められる状態をいう。
  - ③ 「対象期間」とは、現場着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から現場完成日（現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日）までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等の発注者があらかじめ対象外としている期間は、対象期間に含まない。
  - ④ 「現場閉所」とは、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除いた、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
  - ⑤ 「月単位の 4 週 8 休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該

月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

⑥「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3. 受注者は、工事着手前に、週休2日制の取得計画が確認できる現場閉所の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日制に取り組むものとする。
4. 工事着手後に工程計画の見直し等が生じた場合は、その都度、現場閉所の日を記載した「実施工程表」等を監督職員に提出するものとし、対象期間の終了後も、速やかに、実際に現場閉所を行った日を記載した「実施工程表」等を監督職員に提出するものとする。
5. 監督職員は、受注者が作成する現場閉所の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所の日数を確認する。
6. 受注者は、対象期間中、週休2日制適用工事を実施している旨を工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示する。
7. 【通期の】（又は）【月単位の】4週8休以上を前提に、労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価（補正市場単価を含む。）及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して工事費を積算しており、発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、前提としていた4週8休に満たない場合、契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
8. 工事成績評定について、週休2日制を達成できた場合は完成検査時の工事成績評定における「創意工夫」を加点評価するものとし、週休2日制を達成できなかったことによる工事成績評定点の減点を行わない。

(分離発注工事の場合)

1. 本工事は、発注者が【通期の】(又は)【月単位の】週休2日制に取り組むことを指定する週休2日制適用工事(発注者指定方式)である。
2. 前項の週休2日制適用工事(発注者指定方式)について、その週休2日その他の考え方は、以下のとおりである。
  - ① 「月単位の週休2日制」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所又は現場休息の日の確保を行ったと認められる状態をいう。
  - ② 「通期の週休2日制」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所又は現場休息を行ったと認められる状態をいう。
  - ③ 「対象期間」とは、現場着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から現場完成日(現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日)までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等の発注者があらかじめ対象外としている期間は、対象期間に含まない。
  - ④ 「現場閉所」とは、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除いた、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
  - ⑤ 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。
  - ⑥ 「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所(現場休息)日数の割合(以下「現場閉所(現場休息)率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日(現場休息日)を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

⑦「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3. 受注者は、工事着手前に、週休2日制の取得計画が確認できる現場閉所及び現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日制に取り組むものとする。なお、「実施工程表」等の作成について、受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないように現場閉所及び現場休息の予定日を調整した上で「実施工程表」を作成するものとする。
4. 工事着手後に工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとし、対象期間の終了後も、速やかに、実際に現場閉所及び現場休息を行った日を記載した「実施工程表」等を監督職員に提出するものとする。
5. 監督職員は、受注者が作成する現場閉所及び現場休息の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所及び現場休息の日数を確認する。
6. 受注者は、対象期間中、週休2日制適用工事を実施している旨を工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示する。
7. 【通期の】（又は）【月単位の】4週8休以上を前提に、労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価（補正市場単価を含む。）及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して工事費を積算しており、発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、前提としていた4週8休に満たない場合、契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
8. 工事成績評定について、週休2日制を達成できた場合は完成検査時の工事成績評定における「創意工夫」を加点評価するものとし、週休2日制を達成できなかったことによる工事成績評定点の減点は行わない。

別紙 2

週休 2 日制適用工事を実施している旨の明示例

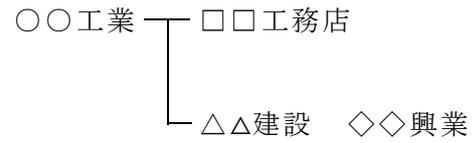
【工事掲示板】

週休 2 日制適用工事

この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、週休 2 日に取り組んでいます。

工事関係者や公衆が見てわかりやすい週休 2 日の計画表などを貼り付け  
(A 3 サイズ相当)

施工体系図



建設業の許可

建退協